

令和３年度第２回多治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

日 時 令和４年２月１７日（木）１３時５５分～１５時０５分
場 所 多治見市役所駅北庁舎 ４階第１・２会議室
出席委員 石田浩司委員、市橋栄子委員、井奈波文治委員、片山竜美委員、蒲悦子委員、倉橋誠委員、近藤泰三委員、柴田ひとみ委員、柴田雅也委員、竹内恒夫委員、樋崎恵子委員、中島伸広委員、名知清仁委員、夏目交授委員（あいうえお順）
欠席委員 今井裕一委員、棚垣恵美子委員
事 務 局 澤田誠代市民健康部長、金子淳保険年金課長、佐久間貴代給付グループリーダー、市岡孝臣年金国保グループリーダー、水野健司総括主査、水野靖子総括主査

１３時５５分開会

事 務 局	ただいまから、令和３年度 第２回多治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会を開会いたします。 はじめに、市民健康部長からのご挨拶と市長からのメッセージを紹介させていただきます。
部 長	（挨拶と市長メッセージの紹介）
事 務 局	本日の出席数は、定数１６人中、１４人のご出席をいただいております。従って、「多治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第８条（出席１／２以上）」により、この会議が成立したことを報告いたします。 次に、本日会議に出席しております事務局職員を紹介します。 （事務局員 紹介） 続きまして、市民健康部長より石田会長に諮問をさせていただきます。 部 長 （諮問書を読み上げ、会長に渡す。）
事 務 局	これより議事に入りますので、これからの進行を議長に交代します。議長よろしく願いいたします。
会 長	審議に入ります前に、本会議につきまして、「多治見市情報公開条例第２３条」の規定により、公開の対象とすることとします。傍聴人に関しては、事務局より「ない」旨を確認しています。 本日の議事録署名者に、蒲悦子委員及び伊奈波文治委員を指名します。よろしく願いします。 それでは、これより諮問された議題に入ります。「議第１号 多治見市国民健康

	保険条例の一部を改正する条例（案）について」事務局から説明をお願いします。
事務局	（議案 1 について説明）
会長	ただいまの説明について、質疑、意見はありませんか。
委員	今回の改正をもう一度かいつまんで説明してほしい。
事務局	要点は二つあります。未就学児の均等割額を半額にすること、もう一つは保険料の限度額を全体で 3 万円上げることです。
会長	ほかにご質問ご意見ないようですので、本案については了承したいと思います が、ご異議ございませんか。
委員	異議なし。
会長	ご異議もないようですので、本案については、了承することに決しました。 次に、議第 2 号「令和 4 年度多治見市国民健康保険事業特別会計予算（案）について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	（議案 2 について説明）
会長	ただ今の説明について、質疑、意見はありませんか。
委員	新型コロナへの対策について
事務局	新型コロナ感染症については全額公費負担のため、現状給付費に影響はありません。ただ今後保険診療となった場合には影響があります。基金の一部を保険料軽減に充てることもあるが、決算の余剰金が出にくくなっているのが現状です。
委員	昨年インフルエンザの流行が収まっているが、また流行りだした場合、医療費が増加し、余剰金が少なくなっていくのではないかと。
事務局	余剰金が枯渇したら保険料を値上げせざるをえなくなります。
委員	6 月の協議会はどうのようなことを行うのか。
事務局	保険料率の決定を諮ります。おおよそ医療費を含む経費から公費を引いたものが保険料になるが、保険料は所得が確定しないと決定できないので、7 月 1 日に本算定を行います。それまでは仮算定であり、本算定で調整されます。 なお県の財政安定化基金は、県がプールしておくもので、市の予算で該当するものはありません。
委員	保険料を急に引き上げることはあるのか。
事務局	3 年前は県が示す保険料率がかなり高く、市の保険料率を少しずつ県に合わせるようにしてきました。県の料率が下がる傾向にあることからだいぶ近づいてきましたが、医療費の急増があり、料率引き上げも検討しています。増加が一過性であれば近づけていけますが、地域的な要因だと見極めが難しく、今後の様子を見ていきます。多治見市は収納率が高いが、コロナの影響で減免者が増えており、

	全体的な保険料の金額が不足した場合、保険料率を上げざるを得ません。
委 員	多治見市民全体の医療費がいくらかわかるか。
事 務 局	市民全体の医療費は不明ですが、国保のみで 76 億円ほどになります。これは市が給付する額のみで、個人負担分は入っていません。
会 長	ほかにご質問ご意見ないようですので、本案については了承したいと思います が、ご異議ございませんか。
委 員	異議なし。
会 長	ご異議もないようですので、本案については、了承することに決しました。
会 長	議事は以上ですが、次に報告事項として「特定検診及び特定保健指導」について事務局より説明してください。
事 務 局	(保健事業に関する報告について、資料に基づき説明。)
会 長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。
委 員	検診受診率について、国保以外は会社で受診が強制されています。協会けんぽはどのようにしているのでしょうか。国保の受診勧奨で参考にするとよいのでは。
委 員	本人は労働安全衛生法上の受診義務がありますが、結果データの提供は 7 割程度です。家族（主に専業主婦です）は勧奨しているが 20%程度でした。3 年前から集団検診をショッピングセンターやホテルで始め、今年度は 60 回行いました。その結果、25%近くに向上しました。肌年齢の測定、化粧品の試供品配布など工夫しました。
会 長	以上で、提案された議事及び報告等は、全て終了しました。 本協議会は、今回の諮問にあたり、本日の審議に基づき賛成する旨、答申を行うものとします。 これをもちまして、本協議会を閉会します。

15 時 05 分閉会

令和 4 年 2 月 17 日